

伊良林いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より抜粋

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- 児童の心身に重大な影響を及ぼすいじめは、「絶対に許されないものである」という認識のもと、児童が安全・安心して生活できる教育環境を整える。

【めざす児童像】 ～すべては子どもたちの未来のために～
○進んで学ぶ子 ○思いやりのある子 ○たくましい子
○感謝する子 ○伊良林・長崎を愛する子

いじめ対策委員会

- 校長・教頭・生活指導主任・学年主任・教育相談担当・認知に関与した職員による「いじめ対策委員会」を設置する。
- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきもの判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

専門家・外部関係者

- PTA会長○学校評議員
- 長崎市教育委員会
- 長崎市役所子育てサポート課
- 長崎県子ども・女性・障害者支援センター○警察
- スクールカウンセラー等

PTA・地域との連携

- PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめに関する情報提供を行ったり、学校・学年・学級通信等を通して協力を呼びかけたりする。
- 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。
- 児童委員・児童委員・地域住民等と情報の共有を行い、啓発を進める。

関係機関との連携

- いじめが発生した場合は速やかに教育委員会へ報告する。
- 長崎市役所子育てサポート課、長崎県子ども・女性・障害者支援センター等と連携を取りながら諸問題へ対応する。
- スクールカウンセラー等の派遣を要請し、児童の心身のケアに努める。

児童会

- 運営委員会によるあいさつ推進運動を計画的に行う。
- 学年ごとの朝のあいさつ運動を実施、児童間のふれあいを持たせる。
- 運動会や平和集会等の各種行事を通して、児童の思いやりの心を育てる。

いじめの防止

- ア. 校内指導体制の確立と全職員での共通認識
- イ. 各種研修による教師の指導力の向上
- ウ. 人権教育の充実と人権意識と生命尊重の態度の育成
- エ. 道徳的実践力を培う日々の道徳教育の充実
- オ. 児童の発達段階に応じた教育の推進と児童の自己肯定感の育成
- カ. 児童会等を活用した児童の自己指導能力の育成
- キ. 家庭・地域、関係機関との連携強化
- ク. 学校基本方針の周知
- ケ. 学校基本方針による取組の評価
- コ. インターネットを通じて行われるいじめにたいする対策の推進

いじめの早期発見

- ア. 教職員による観察や情報交換・情報共有
- イ. 児童の生活実態把握のための定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ウ. 学校内外の専門家を積極的に活用した教育相談体制の整備
- エ. P T A・地域・関係団体との連携による情報の収集
- オ. 学校以外の相談窓口についての相談機関等の周知

いじめに対する措置

- ア. 正確かつ迅速な事実関係の把握
- イ. 「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応
- ウ. いじめられた児童生徒及びその保護者への支援と今後の対応・情報共有
- エ. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言と再発防止
- オ. アンケート等によるいじめの事実調査
- カ. 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築するような集団への働きかけ

いじめが発生した場合の対応

○いじめの情報

- ☐ いじめが疑われるような動きがあった場合
- ☐ いじめを発見した場合
- ☐ 児童の保護者、地域住民から相談や通報があった場合

○情報キャッチャー

- ☐ 遊びや悪ふざけなど、いじめを疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。

○一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

○校長・教頭・学年主任・生活指導担当へ報告

○速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

○いじめ対策委員会

○「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
○犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

○被害児童への継続支援

○被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。

○加害児童への継続支援

○いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
○いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇氣を持つように伝える。

○保護者への継続した支援と助言

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じた指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

(1) いじめられている子どもが発するサイン

①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが覆い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
- ☐ 人のいいなりにになっているように見える。（いわゆる使い走りで

③金銭

- ☐ 急に金遣いが荒くなる。
- ☐ お金をねだることが多くなる。
- ☐ 金品をたびたび持ち出している。
- ☐ 必要以上のお金を持っている。

④家庭学習

- ☐ 急に学習意欲がなくなる。
- ☐ 成績が急に下降している。
- ☐ 家庭での学習のときにぼんやりと考えごとをする姿が見られる。

⑤態度やしぐさ

- ☐ どことなくおどおどしている。何かのきっかけで感情の起伏が激しくなる。
- ☐ 元気がなく表情もさえない。忘れ物も多くなる。
- ☐ 朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。

はないか？) ☐ 今まで付き合い合っていたグループから急に離れた。 ☐ 交友関係が急に変わった。 ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。 ☐ 特定の子どもの席に座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。 ④生活面 ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。 ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。 ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。 ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。 ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。 (2) 家庭でのチェックポイント ①服装 ☐ ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。 ☐ 服装に普通ではないような汚れがある。 ☐ 最近、服装がなんとなく乱れている。 ②持ち物 ☐ 筆箱やランドセルが壊れていたり、持ち物が頻繁になくなっている。 ☐ ランドセルや教科書に落書きが書かれている。 ☐ 買い与えたものを紛失したり壊されたりしている。 ☐ ナイフなどをランドセルやポケットに入れて持ち歩いている。	☐ 体の不調を訴えて遅刻・早退をする。 ☐ 日曜・休日は機嫌がよい。 ☐ 部屋にとじこもりがちになり、ときどき部屋で泣いているようだ。 ☐ 家族と視線を合わせるのを避けているようだ。 ⑥からだや体調 ☐ 体や顔にあざや傷がある。親が尋ねても納得のいく説明が得られない。 ☐ 腕や足などを隠し、見られるのを嫌がる。 ☐ 登校時に体の不調を訴え、学校に行きたがらなくなる。 ☐ 寝言を言ったり、うなされたりする。 ⑦友人関係 ☐ 友達の話をしなくなる。 ☐ 早く学校から帰ってきて外出しやうとしない。 ☐ 友達が迎えに来たり、電話がかかったりするが、出たがらない。 ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。 (3) いじめている子どもが家庭で出すサイン ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。 ☐ お金の使い方が荒くなる。 ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。 ☐ 「友達への電話なのに、命令的な基調で話す。 ☐ 洗わなければいけない体操服を持ってこない。(他人のものを借りて使っている。)
---	--

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
- ※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・ 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・ 学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・ 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

年間指導計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	○児童の引き継ぎ ○校内委員会 ○なかよしアンケートの実施	10月	○校内委員会
5月	○校内委員会 ○あいさつ運動の実施（3月まで）	11月	○なかよしアンケートの実施
6月	○なかよしアンケートの実施	12月	○個人面談の実施
7月	○個人面談の実施	1月	○校内委員会
8月	○事例研究会	2月	○なかよしアンケート
9月	○校内委員会	3月	○個人面談 ○児童引き継ぎ ○校内委員会

学校いじめ防止基本方針における主な相談窓口について

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間	
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE相談あり	8:45～17:30	（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00	（月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725 LINE相談あり	8:45～17:30	（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45	（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00	（毎日）
長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00	（月～水、金）
		10:00～18:00	（土）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45	（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00	（毎日）
		第1・3土曜日は24時間	
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15	（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE相談あり	8:30～17:15	（月～金）
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間	（毎日）